

意見書案 (令和6年9月定例議会)

| No. | 件名 | 提出党派 | 頁 |
|-----|--|-----------|----|
| 1 | 米の供給と価格安定のための緊急対策と共に食料自給率向上に向けた農政の抜本的拡充を求める意見書(案) | 日本共産党 | 2 |
| 2 | 米軍普天間基地の即時無条件撤去と辺野古新基地建設を直ちに中止するよう求める意見書(案) | 日本共産党 | 4 |
| 3 | 日本原子力発電株式会社の敦賀発電所二号機廃炉を始め原発再稼働・新增設中止と再エネ普及促進を求める意見書(案) | 日本共産党 | 5 |
| 4 | 大学の学費値上げを中止し、値下げを求める意見書(案) | 日本共産党 | 7 |
| 5 | 都営交通の小児運賃の値下げと高校生世代まで小児運賃の適用を広げるよう都に求める意見書(案) | 日本共産党 | 8 |
| 6 | 民生委員・児童委員の担い手不足の解消を求める意見書(案) | A G O R A | 9 |
| 7 | 多文化共生のための社会基盤整備を求める意見書(案) | A G O R A | 10 |
| 8 | 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書(案) | A G O R A | 11 |
| 9 | 選択的夫婦別姓制度の導入に向けた議論を加速させることを求める意見書(案) | A G O R A | 12 |
| 10 | 慢性閉塞性肺疾患(COPD)の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書(案) | 公明党 | 13 |
| 11 | 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書(案) | 公明党 | 15 |

米の供給と価格安定のための緊急対策と共に 食料自給率向上に向けた農政の抜本的拡充を求める意見書（案）

主食である米が在庫不足に陥り、店先から消え、流通業者や消費者に深刻な混乱と不安を広げています。今年6月末の米の民間在庫は前年比41万トン減で、過去最低であり、米の業者間の取引価格は前年の2倍近くに高騰しています。

農林水産省はこれらの要因について「昨年の猛暑による米の出回り量の減少」、「コロナ後の回復・インバウンドによる需要増」、「小麦など海外産原料の食料品価格が高騰するなかで、米の相対的な割安感が高まり消費が伸びた」等を挙げ、更に南海トラフ地震臨時情報を受けた防災備蓄の増加も拍車を掛けているとも伝えられます。

これらの大本には政府が「需要に応じた生産」の名で、米の消費が毎年減ることを前提に生産量の削減を農家の生産現場に求め、需給と価格は市場に委ねている実態があります。

米の収穫は基本的に1年に1回であり、気象条件による生産の増減や、社会情勢、経済情勢の変化により需要と供給にギャップが生まれるのは避けられません。

2021年産はコロナ禍で需要が大幅に減少したため、在庫が過剰となり、生産者米価は暴落し米農家の1時間当たりの所得が10円という事態が広がりましたが、政府は米が過剰として年間20万トン以上の減産を続け、在庫の削減を進めてきました。

これらの結果が今年の米不足と価格高騰に表れ、わずかの需給変化で米流通の混乱と価格の乱高下が生じており、米を市場に委ねることの危険性を改めて示しています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、下記について実現するよう強く求めます。

記

- 1 米不足の実態・実情を把握するとともに、政府備蓄米の活用も含め、生産者団体や流通・小売業界と協力し店頭で米が十分に回るようにすること。
- 2 政府が米の需給と価格安定に責任を持ち、多少の不作や需要増でも不足しないよう生産量や備蓄を確保するとともに、豊作などで供給が上回った場合には国が買い上げ備蓄に回すなどの対応を行うこと。
- 3 米の安定供給を確保するために、価格保障や所得補償などで農家が安心して米作りに励める条件を国の責任で整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

財務大臣

農林水産大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長

米軍普天間基地の即時無条件撤去と辺野古新基地建設を 直ちに中止するよう求める意見書（案）

国は、8月20日、米軍辺野古新基地建設の大浦湾側区域で本体工事に着手しました。

沖縄県が「事前協議が調うまでは工事を行うべきではない」と表明していたにもかかわらず、「代執行」により一方的に工事に着手したことは「地方自治、民主主義を踏みにじる暴挙」であり、直ちに工事を中止するよう求めているのは当然です。

前例のない深度に7万1000本の砂杭を海底に打ち込む大規模で難工事になるため、新基地の完成には12年以上かかるとも言われていて、工事が技術的に可能なのかについても土木の専門家などから疑問が呈されています。軟弱地盤の改良工事は大幅な遅延が見込まれ、更に地盤改良工事の影響で新たな環境保全措置が必要になることも否定できず、一層遅れる可能性もあります。

また、8月10日に国会議員らが現地調査を行った際、海水温が非常に高い中でサンゴの移植作業が進められており、沖縄防衛局は海水温が28.9度以上の日は移植を行わないとしているにもかかわらず、大浦湾の貴重な自然環境を無視し、8万4,000群体といわれるサンゴの問題など全く考えずに工事が進められている点も重大問題です。

政府は普天間基地の返還について、明確な時期を示しておらず、「1日も早い危険性の除去」と言いながら、10年以上、危険を押し付け続けることとなります。その間、普天間基地は固定化され、早期の危険性の除去にはつながらず、普天間基地の危険性を放置してきたのは国に他なりません。

沖縄県は、凄惨（せいさん）な地上戦を経験し、その後の米軍統治、本土復帰を経て今日に至るまで基地被害にさらされてきた県民の辺野古新基地建設反対の民意こそ公益であり、1996年に普天間基地の返還を決めたのに、「県内移設」＝辺野古新基地建設に固執し、米軍を28年間も居座り続けさせてきた国こそ公益を著しく害してきたのは明らかです。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、米軍普天間基地の即時無条件撤去と辺野古新基地建設を直ちに中止し、沖縄県民の要求に応えるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

国土交通大臣

防衛大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長

日本原子力発電株式会社の敦賀発電所二号機廃炉を始め 原発再稼働・新增設中止と再エネ普及促進を求める意見書（案）

原子力規制委員会は、日本原子力発電株式会社の敦賀発電所二号機について原子炉建屋直下の断層が活断層である可能性を否定できないとして規制基準に適合していないとの結論を出しました。2013年の規制基準制定以来、初の不適合判定です。

2011年の東日本大震災の後、全国の原子力発電所で敷地内の断層調査が行われ、敦賀発電所二号機の原子炉建屋直下にある断層は活断層だとされました。日本原子力発電株式会社は問題の断層は活断層でないとして、2015年に規制基準適合審査を申請しました。しかし、その後9年にわたる調査、検討の結果、日本原子力発電株式会社の主張は退けられたのです。

基準不適合で運転はできませんが、直ちに設置許可取消しにはならず、日本原子力発電株式会社は追加調査を行い、再審査を目指すとしています。しかし、これまでの審査の過程では、1千か所を超える書類の誤記、地質データの書き換えなど、原発を扱う事業者としての最低限の技術的能力や誠実さが疑われる実態が浮き彫りになっています。

原子炉等規制法は、原発の位置、構造及び設備について「災害の防止上支障がないもの」であることとしています。規制基準は、地震によって安全機能が損なわれないことだけでなく、原子炉建屋等の重要施設が設置される地盤には、将来活動する可能性のある断層等（活断層）が露出していないことを確認するよう求めています。断層活動による地盤のずれについて、建屋の基礎に作用する力を予測しあらかじめ対処することは困難だからです。

もし建屋の地盤が断層活動で上下左右に大きくずれれば、原子炉建屋の損傷、冷却上重要な配管の損傷などは避けがたく、東京電力福島第一原子力発電所のような重大事故に至る危険があります。地震を甘く見ることは許されません。

日本原子力発電株式会社は、敦賀原子力発電所と東海第二原子力発電所の電気を関西電力、中部電力、北陸電力、東京電力、東北電力の5電力に売る卸電力会社です。現在は、両原発とも稼働していませんが、再稼働を前提に5電力が「基本料金」を払っており、これが再稼働準備のための調査・工事などの原資となっています。

福島原子力発電所事故後の13年間で5電力が払った「基本料金」の約1兆4千億円は、電気料金として国民に転嫁されており、日本原子力発電株式会社や電力会社は、原発に執着して国民に無用の負担を押し付け続けることは許されません。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、下記について実現するよう強く求めます。

記

- 1 日本原子力発電株式会社の敦賀発電所二号機は廃炉とすること。
- 2 原発再稼働・新增設は中止し、再生可能エネルギーの抜本拡充に国のエネルギー政策を転換すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

経済産業大臣

衆議院議長

参議院議長

宛て

大学の学費値上げを中止し、値下げを求める意見書(案)

日本政府は 2012 年、国際人権規約の高等教育無償化条項の留保を撤回し、高等教育無償化は国民と国際社会への公約となっています。ところが実際の大学学費は無償化どころか値上げの動きが加速しています。

3月27日、文部科学省の中央教育審議会・高等教育の在り方に関する特別部会では、ある委員から「国立・公立大学の学費は年150万円程度に上げる。」という提案がなされ、他にも「授業料は低すぎる。」「あげるべきだ」等、値上げを求める発言が相次ぎました。これに対し学生や保護者からは「これ以上の負担は無理」「値下げして」と声が上がっています。あまりにかけ離れた議論です。

国立大学が2004年に法人化されて以降、学費は文部科学省が定めた標準額を基に、大学の裁量で一定の値上げが可能となりました。2007年には安倍内閣が標準額の120%まで値上げを可能とし、2019年から20年度には東京工業大や千葉大、一橋大等で値上げされ、今年度は東京農工大が120%の上限まで値上げとなり、東京大学でも学費値上げが検討されています。

背景には日本の国立大の学費への公的負担割合は32%であり、OECD（経済協力開発機構）加盟36か国中ワースト2位という実態があります。

私立大学でも、この10年間で学費の平均額は約10万円値上げされ、東京地区私立大学教職員組合連合の調査によると、入学費用のための借入額は194万円で過去最高に迫り、2～3人に1人の学生が平均300万円もの奨学金という名の借金を背負って社会に出ており、奨学金総額は10兆円にのぼります。

高等教育無償化という国民と国際社会への公約達成に向け、高等教育予算の抜本拡充が必要です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、下記について実現するよう強く求めます。

記

- 1 大学・高等教育予算を抜本的に増やし、国公立大学の運営交付金と私立大学の経常経費への国庫補助を抜本的に増額すること。
- 2 国立大学の学費値上げ中止と学費値下げに踏み出せるよう国の責務を果たすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長

都営交通の小児運賃の値下げと高校生世代まで 小児運賃の適用を広げるよう都に求める意見書（案）

小田急電鉄が 2022 年 3 月から一律 50 円（IC カード使用時）、京浜急行電鉄も 2023 年 10 月から一律 75 円（同）に小児運賃を改定しました。

小田急電鉄によれば、小児運賃を一律 50 円にするには、鉄道運輸収入の約 0.7% で実施可能で、大人の乗車需要の喚起や沿線での買物の増加を見込めるとし、今年 4 月からはバスの小児運賃を一律 50 円に設定しています。

都営地下鉄の小児運賃は大人の半額ですが、乗車料収入の 0.4% で小児運賃の無料化、0.2% で一律 50 円にすることができます。小児運賃の引き下げは地域経済の活性化、子どもたちの体験格差の解消につながります。

また、小児運賃の適用を 12 歳未満とする根拠は、国土交通省の「鉄道運賃規定」であり、12 歳未満までを小児とし、12 歳以上を大人と区分していることにあります。しかし、この規定は今から 80 年以上前の 1937 年に作られたものです。子どもの権利条約や児童福祉法などでは 18 歳未満を子どもとしていることを踏まえると、抜本的な見直しが急務であることは明らかです。

小学生よりも中学・高校と成長するに伴い移動範囲は拡大するのに、中学生からは公共交通が大人運賃とされ家計負担が増えるのでは、子どもにやさしい運賃とは言えません。

カナダ・トロントでは 12 歳までは公共交通無料、19 歳まで割引運賃です。イギリス・ロンドンでは 10 歳までは無料、15 歳まではバス・路面電車は無料（地下鉄は半額）、17 歳までは半額などとなっています。国際水準からみても都営交通の小児運賃適用の対象を広げることが東京都に求められています。

よって、文京区議会は、東京都に対し、下記について実現するよう強く求めます。

記

- 1 都営交通の小児運賃を一律 50 円に引き下げること
- 2 都営交通の小児運賃の適用年齢は、高校生世代まで拡大すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

東京都知事 宛て

民生委員・児童委員の担い手不足の解消を求める意見書（案）

民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）は、民生委員法等に基づく特別職の公務員として、住民の立場に立った相談対応や見守り支援、行政等とのつなぎ役であることなどが求められ、地域の身近な福祉ボランティアとして重要な役割を担っています。

昨今、孤独や孤立が社会的な課題となり、住民の身近な相談相手や福祉サービスとの橋渡し役である民生委員の必要性は増していますが、民生委員を担える人材が十分にいないケースが見受けられます。更に今後は、重層的支援体制整備事業を活用した地域での包括的な支援が望まれており、ひきこもりやヤングケアラーなどの課題などに加え、虐待などにおける児童相談所との連携など、民生委員活動は一段と複雑化・困難化しています。委員一人一人には一層専門性ある対応が求められ、負担は増大しているのが現状です。

しかしながら、民生委員に関する厚生労働省の報告では、全国の定数およそ 24 万人に対し、2023 年 3 月時点で 1 万 3,000 人の欠員が生じていて、定数に対する「充足率」は、全国で 94.5%、東京都で 88.5%となっており、文京区では、定数 151 人に対して、12 人の欠員状態と、担い手不足が深刻な状況です。

こうした中、民生委員の負担を軽減し、担い手不足を解消するためには、課題を分析し、解決に向けた具体的な対策を講じるべきです。例えば、デジタル機器を活用した研修や、委員活動記録の簡素化を図るなど、委員活動と就労の両立が可能な体制を構築していくことが急務です。

また、民生委員活動への理解啓発を図るなど、民生委員が活動しやすい環境整備を進めていくことも重要になっています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、民生委員の担い手確保に向けた自治体への財政支援の更なる充実を求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長

宛て

多文化共生のための社会基盤整備を求める意見書（案）

日本で生活する在留外国人は、2023年6月時点で322万人を超え過去最高となっています。技能実習生を含む外国人「労働者」数は、2022年10月時点で約182万人となり、日本の産業、地域経済にとって欠かせない存在となっています。

このような状況下で、日本は多文化共生のための社会基盤整備の遅れが指摘されています。ベルギー・ブリュッセルにある民間シンクタンク、マイグレーション・ポリシー・グループ（Migration Policy Group）が発表している、外国人の権利保障を指数化した、移民統合政策指数（Migrant Integration Policy Index、略称MIPEX）2020によると、主要52か国の移民統合政策を対象とした、8つの政策分野（労働市場、家族呼び寄せ、教育、政治参加、永住、国籍取得、反差別及び保健）について、日本は35番目に位置しています。特に「反差別」についての取組が不十分とされ、きわめて低い評価を受けているほか、「政治参加」や「教育」も点数が低い分野です。

とりわけ、外国人労働者の増加が今後一層見込まれる中、国籍や民族を理由とする差別を禁止する法制度を整えないことは、外国人が日本社会で生活等を営む上での障害となる可能性が高くなります。しかし、最近でも首都圏において特定の民族への排斥デモが頻発しており、対策が急務となっています。2016年には、特定の民族や人種への差別表現をなくすため、ヘイトスピーチ解消法が成立していますが、同法が理念法にとどまることから、実効性が不十分であると指摘されており、差別を禁止するための法整備が更に求められています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、在留外国人の人権を保障しつつ、多文化共生社会を形成するため、以下のことを求めます。

記

- 1 国籍や社会的文化的背景が異なることを理由とする人権侵害を防止するため、差別禁止を盛り込んだ法整備を行うこと。
- 2 政府から独立した人権機関を設立し、被害者を救済すること。
- 3 在留外国人への日本語等の習得機会の確保、情報提供等により在留外国人の日常生活を支援する取組を拡充すること。
- 4 学齢期にある在留外国人が就学・教育の機会を確保できるよう必要な措置を講じること。
- 5 地方自治体が行き届く多文化共生社会形成のための各種事業への必要な財政措置などの支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

内閣官房長官

衆議院議長

参議院議長

宛て

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書（案）

世界経済フォーラム（WEF）の発表によると、2024年の日本のジェンダーギャップ指数は、146か国中118位と、昨年の125位から7ランク、順位を上げたものの、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となりました。この日本におけるジェンダー不平等の人権状況を改善するため、女性差別解消に重要な役割を果たす、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める声が、改めて高まっています。

女性差別撤廃条約は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女性に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とした国際人権条約です。1979年国連総会で採択され、1981年に発効しました。日本は、1985年に女性差別撤廃条約を批准しています。

女性差別撤廃条約制定から20年を経た1999年、条約の実効性を強化し、一人一人の女性が抱える問題を解決するため、あらためて採択されたのが「女性差別撤廃条約選択議定書」（以下「選択議定書」という。）です。

選択議定書は、締約国の個人又は集団が条約に定められた権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接通報する権限を認め、国連が通報に基づく調査・審査を行い当事者・政府に「意見」や「勧告」を送付するとしており、女性差別解消に決定的な役割を果たすものです。2023年2月時点で、115か国が批准していますが、日本は批准していません。国連の女性差別撤廃委員会や国連人権理事会は、日本に対し選択議定書の批准を重ねて勧告している状況です。文京区議会においては、2019年10月に「女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書」を政府及び国会に対し提出していますが、いまだに日本は批准していません。

改めて、日本は選択議定書を批准し、個人通報制度を導入することで、ジェンダーによる差別的な法制度がないか点検し、ジェンダー平等を実現するための法整備を進めていくことが求められます。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、個人通報を受け入れる実施体制等の課題を早急に解決し、環境整備を進めるとともに、選択議定書を速やかに批准するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

外務大臣

内閣官房長官

宛て

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

衆議院議長

参議院議長

選択的夫婦別姓制度の導入に向けた議論を加速させることを求める意見書（案）

選択的夫婦別姓は、夫婦が望む場合に結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の名字を称することを認める制度です。日本では、民法第750条において、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」としており、夫婦同姓を義務付けていますが、全ての夫婦のうち、95%は妻が夫の姓に変えており、婚姻に際して、事実上、主に女性に過酷な二者択一を迫る制度となっています。実際に、結婚後も仕事を続ける女性の多くから、「結婚や離婚に伴う姓の変更で生活に支障が出ている。」との声が噴出しています。

夫婦同姓を義務付ける制度は世界的にもまれであり、国連女性差別撤廃委員会等から再三にわたり改善を求める勧告が発出されています。このような、世界基準のジェンダー平等を求める国内外の声が高まる中、国民の意識や価値観は確実に変化しています。

2024年4月に18歳以上を対象にしたNHKの全国調査において、別の名字を選べる「選択的夫婦別姓」について尋ねたところ、「賛成」が62%、「反対」が27%との結果が出ており、賛成が反対を大きく上回っています。

また、夫婦に同姓を義務付ける制度が、日本社会に女性等への差別的な人権状況が残存しているイメージを助長し、国際的な人材獲得競争などにおける、ビジネス上のリスクとなっているとして、日本経済団体連合会、経済同友会などが選択的夫婦別姓制度の早期導入を求め、相次いで声を上げています。

法制審議会が、1996年に選択的夫婦別姓制度を導入する「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申してから四半世紀が経過した現在も、導入は実現していません。さらに、最高裁判所は「平成27年大法廷判決の指摘するとおり、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない。」としています。最高裁判所が二度にわたり、国会での議論を求めていることを重く受け止めなければなりません。選択的夫婦別姓については、最高裁判決の趣旨を踏まえ、適切な法的選択肢を用意することは、国会及び政府の責務です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、選択的夫婦別姓制度を導入するための民法改正の議論を加速することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

内閣官房長官 宛て

衆議院議長

参議院議長

慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する 適切な対応を求める意見書（案）

慢性閉塞性肺疾患（COPD）は、主としてたばこの煙やPM2.5などの有害物質を長期に吸入暴露することで生じた肺の慢性疾患であり、症状としては咳、痰、息切れを特徴とします。現在、COPDは、「健康日本21」において、がん、循環器疾患、糖尿病と並び、対策を必要とする主要な生活習慣病に位置付けられています。COPDでは、肺泡が破壊されることにより、酸素の取り込みや二酸化炭素を排出する機能が低下します。ここで一度破壊されてしまった肺（気管支や肺泡）は、治療によって元に戻らないため、重症化する前段階で治療を開始することで進行を遅らせたり、急激に状態が悪化することを予防したりすることが大切になります。

また、COPDが進行し、息切れや症状悪化により身体活動性が低下することで、フレイル（健康な状態と要介護状態の中間段階）に移行し、要介護や寝たきりの可能性が増大するとも言われており、今後、介護費用の増大につながる可能性も示唆されています。

さらに、COPDは循環器疾患（狭心症等の心血管疾患、脳血管疾患）、がんなど、他の慢性疾患との関連性も注目されています。日本COPD疫学研究（NICE study）の調査によれば、国内のCOPD患者は推定530万人とされているが、厚生労働省等のデータからは実際に治療を受けているのは約36万2,000人ととどまっており、約500万人が未診断であると考えられる中、COPDの早期診断・早期治療への取組の強化が必要です。

よって、文京区議会は、政府に対し、高齢化が進行する我が国において、国民におけるCOPDの認知度を高めると同時に、潜在的なCOPD患者の早期診断と早期治療への取組を強化し、その重症化予防対策を適切に進めるために、以下の事項について特段の対応を求めます。

記

- 1 地域におけるCOPDの検査体制の強化
 - ・ 地域の医療機関に対し、COPDを診断するスパイロメーターの配備を支援すると同時に、臨床検査技師・保健師等により正確な計測を可能にする研修の実施やガイドラインを周知徹底すること。
 - ・ 画像検査（胸部X線や胸部CT検査）とプログラム医療機器を用いた肺の炎症状態を定量的に測定する検査法を開発し、普及すること。
- 2 受診勧奨対策及び重症化予防対策の推進
 - ・ 地方自治体における受診勧奨対策に対しての財政支援や保険者努力支援制度

等、COPDの重症化や増悪を抑えるための取組推進へのインセンティブ制度を導入すること。

- ・ COPDの重症化や増悪を抑えるため、インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンの接種が積極的に活用されるよう検討を進めること。
 - ・ COPD関連の厚生労働科学研究費等の研究資金の確保など、COPDの重症化や増悪を抑える新規治療薬開発のサポート体制を強化すること。
- 3 COPDに対する認知度及びヘルスリテラシーの向上
- ・ COPDに対する情報や知識の普及啓発について、かかりつけ医等の正しく豊富な知識・経験に基づく適切な指導の展開や、学校教育から企業団体の保健指導など、幅広い年齢層に対する教育や研修を推進すること。
 - ・ COPDの症状などを紹介するちらしやCOPDのリスクが分かるチェックシート（COPD集団スクリーニング質問票など）の作成と配布等、COPDの認知度向上及び死亡率低下への自治体の活動に対する財政支援をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

財務大臣
厚生労働大臣 宛て

自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書（案）

高齢化社会が進んでいる現在、高齢者の運転による交通事故が社会問題となっています。2023（令和5）年の高齢ドライバーによる交通事故発生件数は4,819件、事故全体に占める高齢運転者の事故割合は15.4%となっており、2019（令和元）年の18.1%からは減少しているものの、依然として多発している状況です。

75歳以上・80歳以上の運転免許保有者数の推移をみると、2019年の75歳以上・80歳以上の免許保有者数（75歳以上583万人・80歳以上229万人）は、2009年の数値（75歳以上324万人・80歳以上119万人）と比較して、75歳以上は約1.8倍、80歳以上は約1.9倍となっており、今後、ますます高齢ドライバーが増えていくと想定されます。

地方公共団体では、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下により、運転に不安を感じている高齢運転者や、交通事故を心配する家族等周辺の方々から相談を寄せられていた等の経緯から、運転免許の自主返納の取組が進められる中で、免許返納後の移動の足の確保が大きな課題となっています。政府は、高齢運転者による交通死亡事故の深刻な社会問題化を背景に、免許返納者への公共交通割引施策を新規で実施する地方公共団体への支援を検討していますが、公共交通の空白地域には課題が残ります。

よって、文京区議会は、政府に対し、全ての地方公共団体が高齢運転者の免許返納を安心して推進することができるよう、自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備に向け、十分な予算措置や自動運転車両の利活用への環境整備等、下記の事項について特段の取組を求めます。

記

- 1 高齢者の免許返納の促進に伴う自動運転移動サービスの導入において、過疎地域を包含する地方公共団体に寄り添う形で、国の相談窓口の開設や、専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。
- 2 自動運転技術の開発があらゆるメーカーで進められている中で、自動運転システムが主体となって車の操縦・制御等を行うレベル4以上の車両の開発促進とともに、遠隔操作システムの導入を含めた行政における利活用の仕組みの検討など、自動運転車両の実用化に向けた環境整備を加速すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

経済産業大臣
宛て
国土交通大臣